

令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜の学力検査等で着用を認める
防寒着の留意点について（通知）

令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における対応について、令和2年12月22日付け教高指第1750号「令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における対応（令和2年12月22日改訂版）について（通知）」により定めているところです。学力検査中に着用する防寒着の扱いについて、下記のとおりとしますので、県公立高等学校を受検する生徒に対して指導等対応願います。

なお、貴管下中学校長、義務教育学校長及び特別支援学校長宛て、周知くださるようお願いいたします。

記

1 防寒着について

令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜において、検査会場は常時換気するため、検査中において防寒着の着用を認める。

ただし、学力検査の公平性を損なうおそれのある服（漢字、英文字、地図等がプリントされている服）を着用することは認めない。

防寒着として認められない服の例：

学校名や部活動名などがプリントされたウィンドブレーカー

（ただし、文字等が見えない工夫（裏返しに着る、テープや布で隠す等）を施した場合に着用を認める。）

2 その他

(1) ここでいう防寒着とは、外側に着用するものを指し、中学校で使用しているジャージ等をインナーとして着用する場合はこの限りではない。

(2) 学力検査当日、受検生の防寒着が学力検査の公平性を損なうおそれがあると高等学校長が判断された場合は、当該部分を隠すなどの対応をとる場合がある。